

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

梅薫る



「家から
 続く、木
 戸口に、
 梅が数本
 いい香り
 を漂わせ
 ていまし
 た。通学
 時間帯を
 思い出し
 ます。」

山鹿市の芋生よしや市会議員のフェイスブックに写真がアップされていました。

芋生さんのフェイスブックには、季節季節の花の写真がアップされています。

芋生さんは、かつて、福岡市内の保育園で保育士をされていて、その頃からの知り合いです。

「この『通信』に使わせてもらっていい」とお願いしたら、「使っていただくのは、大歓迎です」と快諾いただきました。

これから、たびたび使わせていただきたいと思います。ありがとう。



雇用保険制度の一部が変わります。ご注意下さい！！

これまで、高年齢被保険者（64歳以上の雇用保険の被保険者）は、令和1年度までは、雇用保険料が免除されていましたが、令和2年度

節分 久留米宗社日吉神社

2月3日、節分の日、久留米の日吉神社に厄除けのお参りに行きました。

無病息災をお参りし、厄除けの福豆と福笹を頂きました。



の4月分の給与からは保険料が徴収されます。そして、令和2年度の年度更新にかかる概算保険料は、64歳以上の労働者分の賃金額を含めた賃金見込み額を基に算定することとなります。



キンカンがたくさん実を付けました。

庭のキンカンが沢山の实を付けています。

例年だと、早速、ヒヨドリの来襲を受けて、見るも無残な様子になっていましたが、今年は、あらたに翼の幅が、1.8メートルもある鷹のキイトが、風に舞っているために、被害にあわずにいます。

ヒヨドリ除けは、昨年から模型のカラス2羽とフクロウ2羽が目を光らせ、一定の効果を上げていましたが、だんだん慣れてきたらしく、効果が薄れていました。

そこで登場したのが鷹のキイト。今のところ、ヒヨドリは近づけないようです。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

配偶者が短時間勤務になる時の社会保険の手続きは？

Q&A

Q：配偶者（妻）が、短時間勤務になります。社会保険はどうなりますか？

A：変更後の労働時間によって変わります。週の労働時間が30時間未満であれば健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を失うこととなります。

Q：健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合の配偶者（妻）が、健康保険の被扶養者になるための要件はありますか？

A：被扶養者の要件は、年収130万円未満で、被保険者（夫）の年収の半分未満が目安となっています。

Q：年収の半分未満でなければ、妻は被扶養者にはなれないのですか？

A：いいえ、年収が被保険者の年収の半分以上であっても、①130万円未満で、②被保険者の年収を上回らないときは、世帯の生計状況から総合的に考えて、被保険者が、生計維持の中心的役割を果たしていると認められる場合には、被扶養者になることができます。

Q：妻の年金保険は、どうなりますか？

A：20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金の第3号被保険者に該当しますので、健康保険の被扶養者（異動）届と一体となった届書により手続きを行うことができ、国民年金の第3号被保険者として継続されます。

注1）健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を失うのは、通常の労働者の週の労働時間の4分の3未満（週40時間の場合は、30時間未満）です。

注2）被扶養者の年収は、被扶養者が60歳以上の人或は障害者の場合は、上記の「130万円未満」が「180万円未満」となります。

ートします。（大企業は、2019年スタート）
時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間。臨時的な特別の事情があって、労使が合意する場合でも、・年720時間以内・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）・月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

この法律を遵守するために、以下のとりくみを推進しましょう！

- ① 36協定をきちんと結びましょう
- ② 時間外・休日労働を必要最小限に留める工夫をしましょう
- ③ 休日労働をきちんと把握しましょう

※届け出方法など詳細はお尋ねください。



あとかき

久しぶりに大分県日田市の豆田町まで、出掛けました。

きっかけは、その日の星座占いで「気の向くままに遠くへ出掛けてみても良い」とあったため、ドライブすることにしました。



そろそろお雛巡りもできるかなとの期待もありましたが、残念ながらお雛様を愛でることは出来ませんでした。

でも「ぼぶら堂」という名前の小さな CAFE で、わらび餅と美味しいコーヒーをいただくことが出来ました。「ぼぶら」とは、「かぼちゃ」を表す方言。「かぼちゃを使って町おこしをしよう！」と特産品づくりに乗り出した方のお店で、日田生まれのかぼちゃかりんとうなども紹介してもらいました。

働き方改革への新しい対応

働き方改革第2弾“時間外労働の上限規制”が、2020年4月1日（中小企業）からスタ



人事労務センター
社会保険労務士 大隈昭子
TEL 092-409-4188
FAX 092-409-4187
Eメール: akiko@b-souken.com